

# 健康・保険の 窓口からお知らせします

4月には、新制度の開始や変更などがあります。申請など、早めの手続きをお願いします。

## 医療助成

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

### 福祉医療費助成制度を改正

子育て家庭への助成を強化。老人医療は新制度に移行

#### 【乳幼児等医療費助成制度】

29年7月1日から未就学児に対する所得制限を撤廃します。所得制限で乳幼児等医療費助成制度の対象外となっている未就学児には、6月に申請書を送付します。

#### 【こども医療費助成制度】

29年7月診療分から、通院医療費の本人負担が2割負担から1割負担になります。対象は小学4年～中学3年生。入院時の一部負担金はこれまで通り無料です。

#### 【老人医療費助成制度】

県の制度改正に伴い、29年7月1日から老人医療費助成制度が廃止。新たに下表の高齢期移行医療助成制度が創設されます。

対象	65～69歳以下で一定の所得以下を基本として、身体的理由などにより日常生活に支障がある特別な配慮が必要な人	
区分	区分Ⅰ	区分Ⅱ
要件	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人（年金収入80万円以下かつ所得なし）	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下かつ日常生活動作が自立していないとされている人（要介護2以上）
一部負担金	定率2割負担	
負担限度額	外来：8,000円／月 入院など：15,000円／月	外来：12,000円／月 入院など：35,400円／月
経過措置	すでに現行制度（老人医療）の対象となっている人は、70歳になるまで現行の負担限度額による助成を継続	

#### 【育成医療と福祉医療費助成制度の併用】

4月1日から、各種健康保険の加入者（被保険者や扶養家族）で、育成医療の医療費の助成を受けている人は、助成後の自己負担額から福祉医療費助成制度（乳幼児等医療費助成制度など）の助成を行います。申請の方法など詳しくは医療助成・年金課へ。

## 国保の手続き

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170

### 変更手続きは14日以内に

就職や転居時には国民健康保険の手続きが必要

就職や退職、転入、転出など異動があった人は、必ず14日以内に国民健康保険の手続きをしてください。

また、保険税の納付は原則口座振替です。口座振替の手続きは、国民健康保険課で口座の名義人本人が申し込む場合、振替口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）と運転免許証などの身分証明書が必要です。

#### 【加入者が就職した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要です。新たに加入した社会保険の保険証と国民健康保険証、認印を持って同課へ。

#### 【加入者が転出した時】

国民健康保険をやめる手続きが必要です。転出手続き後、国民健康保険証、認印を持って同課へ。

#### 【社会保険などの資格を喪失した時】

次のいずれかの方法で保険に加入してください。

①社会保険の任意継続に加入する②社会保険に加入している家族の被扶養者になる③国民健康保険に加入する

①②は勤務先などへ問い合わせを。③は、健康保険資格喪失証明書、認印、通帳、通帳の届出印を持って同課へ。

#### 【加入者が川西市に転入した時】

国民健康保険の加入手続きが必要です。転入手続き後、認印、通帳、通帳の届出印を持って同課へ。

### 離職者の国保税を軽減

倒産・解雇や、雇い止めなどが対象

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をした人は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるには申告が必要です。

軽減の対象は①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇による離職など）②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めによる離職など）で、失業給付を受ける人です。

軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで（雇用保険の、失業など給付を受ける期間とは異なります）。一度申告すると更新手続きは不要。

この軽減制度に該当しない人でも、会社都合での退職や、自営業の人が休・廃業をした場合など、市の条例で保険税を減免できる場合があります。

## 国保の利用

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

### 特定のがん検診が無料

年1回の検診で、疾病を早期発見

国民健康保険加入の市民は、対象のがん検診を無料で受診できます。年1回の検診が、疾病の早期発見につながります。

希望者は、保健センター☎(758)4721または検診委託医療機関（4月上旬に全戸配布する「川西市健康づくり事業のご案内」を参照）に予約の上、受診してください。窓口で国民健康保険被保険者証を提示すれば、無料で受診できます（受診当日加入者でなくなった場合を除く）。

#### 【満40歳以上の人が対象】

肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診（保健センターのみ）、子宮頸がん検診（女性のみ）

#### 【満50～74歳の男性が対象】

前立腺がん検診

### 出産育児一時金で支払い負担を軽減

直接支払制度で国保が医療機関へ支払い

出産育児一時金を国保が直接医療機関へ支払うことで、退院時に窓口で支払う金額を軽減することができます。金額は40万4,000円（産科医療補償制度加入機関での出産は42万円）。出産費用が一時金に満たない場合は、市役所1階の国民健康保険課で差額を申請してください。制度が使えない医療機関などで出産する場合は、出産前に同課へ。

「産科医療補償制度」は、分娩に関連して重度脳性まひとなった子どもとその家族が対象です。子どもの満5歳の誕生日までに申請してください。補償の対象と考えられる場合など、詳しくは分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター☎0120(330)637へ。

### ジェネリック医薬品への切り替え

服用中の薬との差額を通知

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、薬の特許期間終了後に、有効成分や用法・用量、効能・効果が同じものと国に認可された、安価な薬です。現在服用している薬をジェネリック医薬品に変更した場合、薬代がいくら安くなるかを通知します。

切り替えを希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。ただし、ジェネリック医薬品への切り替えは強制ではなく、薬や病状によっては、医師が使用を認めない場合もあります。

CHECK

同一年度内に受診できるのは、人間ドックか特定健診のどちらか一方のみです

### 40歳以上の人間ドック費用を助成

受診後の申請で2万4,000円を上限に7割

対象は30年3月31日時点で40歳以上の国民健康保険に加入する市民。2万4,000円を上限に人間ドック費用の7割を助成します。

主な助成条件は①特定健康診査の検査項目が全て含まれている②国民健康保険税を滞納していない（分割納付中の人は助成できる場合あり）③28年度に人間ドックの助成を受けた人で特定保健指導の対象者は、指導を終了している人（一部服薬などを行っている場合を除く）。

受診後から30年5月末までに、保険証と認印、振込先口座（受診者の口座）が分かるもの、領収書、検査結果を持って市役所1階の国民健康保険課で申請してください。市立川西病院や市保健センター、協立病院、九十九記念病院、ペリタス病院で2週間前までに予約した場合、助成券の交付が可能。保険証持参で同課に申請してください。

### 特定健診の受診券を送付

4～8月に届くリーフレットに医療機関を掲載

40～74歳の国民健康保険加入者に、29年度特定健康診査受診券を送付します。発送時期は、1～4月生まれの人と年度内に75歳になる人は、4月下旬。5～8月生まれの人は6月中旬。9～12月生まれの人は8月中旬。受診できる医療機関など詳しくは同封のリーフレットに掲載しています。上記の時期よりも早期に受診する場合や、29年4月以降に国民健康保険に加入して受診する場合は国民健康保険課へ。

### 高額医療費助成の「認定証」

支払いを自己負担限度額にとどめる

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、医療機関・調剤薬局での支払いを自己負担限度額にとどめることができる認定証を交付しています。医療費が高額になる人は、事前の手続きで認定書の交付を受け、医療機関の窓口で認定証を提示してください。

希望者は、受診者の保険証と届出人の印鑑（後期高齢者医療制度加入の人は受診者の保険証と印鑑）を持って、国民健康保険加入者は市役所1階の国民健康保険課へ。後期高齢者医療制度加入者は同1階の医療助成・年金課へ。ただし、国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がある場合は発行できない場合があります。

70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者で、住民税課税世帯の人は手続き不要。高齢受給者証または後期高齢者医療保険証の提示で、自己負担限度額での支払いになります。